

京都市訓令甲第 41 号

庁 中 一 般

事 業 所

上 下 水 道 局

教育委員会事務局

京都市用地事務取扱規程の一部を次のように改正する。

平成21年3月31日

京都市長 門 川 大 作

第3条中「理財局財務部財産監理課長」を「行財政局財政部財産活用促進課長」に、「財産監理課長」を「財産活用促進課長」に改める。

第9条の見出し中「財産監理課長」を「財産活用促進課長」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「財産監理課長」を「財産活用促進課長」に改め、同項第2号中「建物等」を「建物その他土地に定着する物件」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 営業の廃止の補償、営業の規模の縮小の補償又は残地等（土地等の取得等により残存する土地、物件及び権利をいう。）に関する損失の補償に関する事項

第9条第1項第4号中「営業休止」を「営業の休止」に改め、同条第2項中「財産監理課長」を「財産活用促進課長」に改める。

第10条及び第11条中「財産監理課長」を「財産活用促進課長」に改める。

第13条第1項中「財産監理課長」を「財産活用促進課長」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 用地取得課長は、土地等の取得等に関する契約を締結するときは、土地等の権利者に対し、契約書に記名押印を求めるとともに、別に定める場合を除き、印鑑登録証明書を提出させなければならない。

第15条中「財産監理課長」を「財産活用促進課長」に改める。

第16条中「理財局長」を「行財政局財政担当局長」に改める。

別表理財局の項及び環境局の項を次のように改める。

環境政策局	適正処理施設部施設管理課
行財政局	財政部財産活用促進課

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

(理財局財務部財産監理課)